

マイナポータル（ぴったりサービス）を活用した介護保険の オンライン手続きについて

子育て・介護等の手続きのオンライン化について、国が定めた自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、全ての自治体で令和4年度中に実施することとしております。

このことから、本市では令和4年4月から介護保険に関する手続きにつきまして、従来の郵送や窓口での申請手続きに加え、一部の申請や届出につきましてオンライン申請での受け付けができるようになります。

申請等は、パソコンやスマートフォンなどのモバイル端末を用いて、総務省が運営するマイナポータル（ぴったりサービス）より手続きを行うことができます。

手続きの種類によりましては、これまで同様、添付書類を郵送や来庁により提出していただく必要があります。

～マイナポータルとは～

政府が運営するオンラインサービスです。子育てや介護をはじめとする行政手続きをワンストップで行うことができたり、行政機関からのお知らせを確認できたりします。

- 1 利用できる申請・届出（11手続）
 - （1）要介護・要支援認定の申請
 - （2）要介護・要支援更新認定の申請
 - （3）要介護・要支援状態区分変更認定の申請
 - （4）居宅（介護予防）サービス計画作成（変更）依頼の届出
 - （5）介護保険負担割合証の再交付申請
 - （6）被保険者証の再交付申請
 - （7）高額介護（予防）サービス費の支給申請
 - （8）介護保険負担限度額認定申請
 - （9）居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給申請
 - （10）居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給申請
 - （11）住所移転後の要介護・要支援認定申請

2 電子申請に必要なもの

(1) 本人又は代理人のマイナンバーカード

※申請者が代理人の場合は、番号確認、身元確認及び代理権の確認が必要となります。

(2) マイナポータルアプリケーションをインストールしたパソコンやスマートフォンなどモバイル端末

(3) マイナンバー読み取り専用の IC カードリーダーライター（市販のもの）

※マイナンバーカード対応スマートフォンの場合、IC カードリーダーライターは不要です。

※IC カードリーダーライターは公的個人認証に対応しているものと対応していないものがあります。用意の際は、公的個人認証サービスに対応した機器を利用ください。

3 介護保険のオンライン申請に当たっての注意点

(1) オンライン申請が可能な手続きの中には、申請書以外に郵送や窓口により提出が必要となる書類（「官公署から発行された証明書」や「見積書・関係図面」）があります。

必要書類の提出があるまでは申請は不備扱いとなり、完了しませんのでご注意ください。

(担当)

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485